「個人情報・プラットフォームビジネス そして独占禁止法」 (令和元年9月27日)

個人情報の召し上げ ~日本独禁法からのアプローチ~

(公取委・デジタルプラットフォーマー消費者間個人情報提供ガイドライン案を題材に)

日本ライセンス協会理事・独禁法WGリーダー 平山法律事務所代表弁護士 九州大学法学部准教授(経済法) 弁護士 平山 賢太郎 kentaro@hirayamalaw.com

●●● 優越的地位濫用 ~条文~

- ◆ 独禁法2条9項5号
 - ◆ 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して 、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する 行為をすること。
 - イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
 - □ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役 務子の他の経済上の利益を提供させること。
 - 八 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

優越的地位濫用

買主濫用·売主濫用

事例┃ラルズに対する件

(公取委排除措置命令・課徴金納付命令平成25年7月3日)

- 新規開店等に際し、納入業者が納入 する商品以外の商品を含む商品陳列 等を行わせるため、派遣のため通常 必要な費用をほとんど負担せず、納 入業者の従業員等を派遣させた
- 「創業祭」セールに際し、創業50周 年であることを理由に、過去6か月間 の仕入金額の0.50%という協賛金を 提供させた
- 「紳士服特別販売会」に際し、購入 すべき数量を示して購入を要請する などして、スーツ等を購入させた



2

優越的地位濫用

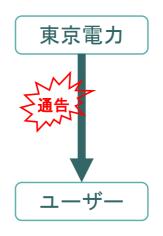
買主濫用·売主濫用

事例 東京電力に対する件 (公取委注意平成24年6月22日)

東京電力は、需要家(契約電力500 キロワット未満) との契約上、合意 がなければ契約途中での電気料金の 引上げを行えないにもかかわらず、

- ■一斉に同年4月1日以降の使用に 係る電気料金の引上げを行うこと とするとともに、
- 当該需要家から異議の連絡がない 場合には電気料金の引上げに合意 したとみなすこととして、

書面により要請を行っていた。 3



優越的地位濫用

優越的地位

優越的な地位とは(公取委・優越ガイドライン第2)

B社にとってA社との取引継続が困難になることが事業経営上 大きな支障をきたすため、A社がB社にとって著しく不利益な 要請を行ってもB社が受け入れざるを得ない場合の、Aの地位

- ①~④の要素を総合的に考慮
- ①B社のA社に対する取引依存度
- ◆B社の A社IC対する売上高÷B社全体の売上高
- ②A社の市場における地位
 - ◆A社の市場におけるシェアの大きさ
- ◆A社の市場における順位

③ B社の<u>取引先変更可能性</u>

- ◆他の事業者との取引開始の可能性
- ◆他の事業者との取引拡大の可能性
- ◆ A社との取引に関連して行った投資
- ④その他A社と取引することが 必要であることを示す事実
 - ◆A社との取引の額 ◆ A社の今後の成長可能性
 - ◆取引の対象となる商品又は役務を取り扱うことの重要性
 - ◆ A社と取引することによるB社の信用の確保

4

優越的地位濫用 不利益行為 ~「不利益」とは~

- 濫用行為 相手方に不当に不利益を与える行為
 - 相手方にあらかじめ計算できない不利益
 - 相手方が得る利益を勘案して過大な(合理的な範 囲を超えた)不利益
- 不当か否かの判断は、交渉態度の誠実さが鍵になる
 - 「要請を拒否すれば取引を削減する」と告げたり 示唆したりすることが、不誠実な交渉態度の典型
 - 国際的には、搾取型支配的地位濫用の分析においては経済分 析·統計分析が用いられることも珍しくない(超過的高価格 設定案件など)

• • •

優越的地位濫用 不利益行為 ~対個人濫用~

- 個人に対する濫用行為
 - 公取委は伝統的には「事業者に対する」濫用行為 のみを規制対象としていた
 - 優越的地位濫用ガイドライン(平成22年)では、公正競争阻害性は「相手方はその競争者との間で<u>競争</u> 上不利になるおそれがある」と説明されている
 - 法律文言上は、「個人に対する」濫用行為も規制 対象から外されていない
 - 対個人濫用にも適用されることは、東京地裁判 決(平成28年)においてすでに確認されていた

6



Note

• • •

デッジタルプ[°]ラットフォーマー消費者間個人情報提供問題 様々な論点

- プラットフォームの対消費者行為に、日本独禁法 (優越的地位濫用) は適用されるか
 - プラットフォームは、どのような場合に「優越的 地位」にあるのか
 - プラットフォームによる個人情報取得・利活用は、いかなる場合に不当な召し上げ(不利益行為・ 濫用行為)と評価されるか
- 日本独禁法を適用することは実効的か
 - ガラパゴス規制となる懸念ではないか
 - 個人情報保護法か、消費者法か、独禁法か
 - 事前規制か、事後規制の選択か
 - 外資系事業者への「域外適用」は可能か

8

\bullet

デッジ タルプ ラットフォーマー消費者間個人情報提供問題 **優越的地位の認定**

- ガイドライン案における優越的地位認定 3類型
 - 1. 消費者に代替可能サービスが存在しない場合
 - 2. 代替可能なサービスが存在していたとしても、当該デジタル・プラットフォーマーの提供するサービスの利用を止めることが事実上困難な場合
 - 3. 当該デジタル・プラットフォーマーが、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の取引条件を左右することができる地位にある場合 = 市場支配力 = market power
- 優越ガイドライン(平成22年)との接点
 - 取引必要性/取引先変更可能性要件 への純化
- 「市場支配力」概念の導入
 - 支配的地位濫用規制(欧州)との融合への一歩→ 国際並行審査への重要な一歩

9

デッジ タルプ ラットフォーマー消費者間個人情報提供問題 不利益行為の認定 ①取得行為

利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること

- 1 デジタル・プラットフォーマーA社が、個人情報を取得するに当たり、その利用目的を 自社のウェブサイト等で知らせることなく、消費者に個人情報を提供させた 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を 取得すること
- 2 デジタル・プラットフォーマーB社が、個人情報を取得するに当たり、その利用目的を「商品の販売」と特定し消費者に<mark>示して</mark>いたところ、商品の販売に必要な範囲**を超えて**、消費者の性別・職業に関する情報を、消費者の同意を得ることなく提供させた

個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得すること

- 3 デジタル・プラットフォーマー C社が、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、サービスを利用させ、個人情報を提供させた
- 自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対し、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等の経済上の利益を提供させること
- 4 デジタル・プラットフォーマーD社が、提供するサービスを継続して利用する消費者から対価として取得する個人情報等とは別に追加的に個人情報等を提供させた

す゛ジタルプラットフォーマー消費者間個人情報提供問題 不利益行為の認定 ②利活用行為

利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること

- 1 デッジ タル・プラットフォーマーE社が、利用目的を「商品の販売」と特定し、当該利用目的を消費者に示して取得した個人情報を、消費者の同意を得ることなく「ターゲッティング広告」に利用した
- 2 デッ・タル・プ・ラットフォーマーF社が、サービスを利用する消費者から 取得した個人情報を、消費者の同意を得ることなく第三者に 提供した

個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人 情報を利用すること

3 デッタル・プラットフォーマーG社が、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、サービスを利用させ、個人情報を利用した

(公取委ガイドライン案からの抜粋)

• • •

デッジタルプ゚ラットフォーマー消費者間個人情報提供問題 不利益行為認定における「同意」要件

- 交渉経緯(同意に至る経緯)が重要
 - 「消費者が利用目的を理解することが困難な状況において、消費者に個人情報を提供させている場合には、利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得したと判断される場合がある」
 - 「消費者が、サービスを利用せざるを得ないことから、利用目的の達成に必要な範囲を超える個人情報の提供にやむを得ず同意した場合には、当該同意は消費者の意に反するものと判断される場合がある」
- 優越的地位認定との連関に注意
 - 「サービスを利用せざるを得ないことから」「やむを得ず同意した」ことは、優越的地位認定(取引必要性/取引先変更必要性)の認定につながる

12

• • •

デッジ タルプ プットフォーマー消費者間個人情報提供問題 個人情報保護法か、独禁法か

- 規制範囲の相違
 - 個人情報/その他の情報
 - 全事業者/優越的プラットフォーマー
- エンフォースメントの相違
 - 公取委による排除措置命令
 - (排除措置命令を避けるための) 問題解消措置
- 二重規制
 - 「公正取引委員会において個人情報の取扱に関連し、デジタル・プラットフォーマーによる消費者に対する優越的地位の濫用に該当し得る事実を知ったときは、個人情報保護政策の観点からの評価も要することから、当委員会と必要な範囲で連携が速やかに図られるよう、当委員会として公正取引委員会に対し要請する。」(個人情報保護委員会 「「デジタル・ブラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)」に関する個人情報保護委員会の考え方」)

13

デッジ タルプ・ラットフォーマー消費者間個人情報提供問題 消費者保護法か、独禁法か

- 消費者保護法をいずれの官庁が所管するか
 - 海外 独禁法所管官庁が、消費者保護も所管
 - ■米国連邦取引委員会 競争局・消費者局
 - ■オーストラリア・シンガポール -

"Competition and Consumer Commission"

- 日本 独禁法所管官庁が、消費者保護を分離
 - ■消費者庁の創設(2009年)

14

デ゙ジタルプラットフォーマー消費者間個人情報提供問題 外国 [系] 事業者に対する規制のあり方

- いわゆる域外適用
 - 実効的な制裁(行為の差止め・制裁金)のない法 律は無視されかねない
 - ガラパゴス? 日本独禁法(優越的地位濫用規制)は国際的にみて特異な規制か
 - ■米国独禁法には存在しない
 - ■欧州・アジア「支配的地位濫用」と類似する
 - 日本独禁法の制裁金(課徴金)水準は十分か
 - ■算定方法の問題 そもそも課徴金を課すことができないのではないか
- 自主規制の活用
 - 「業界団体」活用には限界がある
 - 「自主規制」遵守要請にも限界があるのではないか

15

平山 賢太郎

平山法律事務所 代表弁護士・九州大学法学部准教授 (経済法) 元・公正取引委員会事務総局審査専門官(2007年~2010年)

E-mail: kentaro@hirayamalaw.com

所属 日弁連 独禁改正問題ワーキンググループ委員・ 第二東京弁護士会経済法研究 会幹事・日本ライセンス協会 理事及び独禁法ワーキンググループリーダー・日本経済 法学会会員 • 東京経済法研究会会員 等

評価(日本・競争法分野):

最近の主な講演:

- ・Global Competition Review "40under40 2016"・日弁連シンポジウム「これからの独禁法」 (40才未満の独禁法弁護士40人)
 - 〔日本から唯一の掲載弁護士〕
- Chambers Asia Pacific (2013~7年連続)
- Who's Who Legal (2014∼)
- Best Lawyer (2017~) 等

新聞記事へのコメント掲載:

- 的地位の乱用、個人保護に適用 公取委 指針案 |
- 日本経済新聞2014年5月5日朝刊「国際力」 ルテル被告、海外で初の引き渡し 米の 追及、日本も影響注視」
- ・日本経済新聞2014年5月26日朝刊「カルテ 当局によるカルテル調査手続と実務」 で和解、賠償額増える可能性」

- 公正取引協会主催研修会「不当な取引制限」
- ・公正取引協会主催研修会「不公正取引方法・私的独占」
- ・公正取引協会主催講座「公取委知的財産ガイドライン・ 共同研究開発ガイドライン解説講座」
- ・第二東京弁護士会主催研修会「知的財産権濫用に対する 独禁法の適用」
- ・日本知的財産協会における報告「JASRACに対する公取委 審判審決について」
- ・日本経済新聞2019年8月30日朝刊 「優越 ・日本知財学会年次学術研究発表会におけるパネルディス カッション「知財権と標準の交錯~標準必須特許問題を 考える~」
 - ・OECD主催のインド競争委員会職員向け競争法研修
 - ・ICN(当局間会合)国際会議におけるパネルディスカッ ション「国際カルテル事件における社内調査」
 - 日本自動車部品工業会研修「日本企業に対する日米欧中
- ル 役員にもリスク 住友電工株主訴訟 ・東京3弁護士会国際委員会共催研修会「国際カルテル審 査の動向と日本企業の対応」

最近(2012年以降)の主な取扱案件

【公取委への被害申告】

日本企業を代理して取引相手方や競合 他社の独禁法違反行為を公取委へ申告 し、複数の案件で、正式審査開始

【国際カルテル事件】

- 様々な業種の日本企業・外国企業に対 し、各国当局審査対応について助言
- 様々な業種の日本企業従業員(個人) に対して、米国司法省・豪州当局によ る刑事事件調査への対応及び起訴後の 防御(犯罪人引渡条約に関する検討を 含む)について助言

【国内カルテル事件】

立入検査を受けた事業者・事業者団体 に対し公取委審査対応について助言し、 排除措置命令を回避

【拘束条件付取引事件】

立入検査を受けた日本企業に対し公取 委審査対応について助言し、排除措置 命令を回避

【不当廉売事件】

立入検査(廉売事件で約30年ぶり)を受 けた日本企業に対し公取委審査対応に ついて助言し、排除措置命令を回避

【優越的地位濫用事件】

立入検査を受けた複数の日本企業に対し 公取委審査対応について助言

【企業結合審査事件】

- 日本公取委による様々な第二次審査(詳 細審査) 案件について、外国企業及び日 本企業に対して助言
- 各国当局への企業結合届出について助言 【独禁法民事訴訟·差止仮処分】
- 優越的地位濫用行為に対する損害賠償請 求訴訟において、被告外国企業に助言
- 優越的地位濫用行為に対する差止・賠償 請求訴訟・差止仮処分申立において、原 告日本企業に助言
- 特許権濫用行為の差止めを求める仮処分 申立において、日本企業に助言
- 特許侵害差止訴訟提起の差止を求める独 禁法違反行為差止訴訟において、特許権 者である日本企業に助言
- 税関における特許権侵害物品輸入差止申 立における独禁法論点について、特許権 者である日本企業に助言

【景品表示法違反(不当表示)事件】

消費者庁から措置命令を受けた日本企業 に、命令取消訴訟(複数)について助言